

令和7年度 第1回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和7年7月23日（水）午前9時30分から午前11時30分まで
開催場所	白井市役所東庁舎1階会議室101
出席者	吉井会長、岡澤副会長、竹内委員、稲葉委員、大嶋委員、折原委員
欠席者	増子委員
事務局	元田市民活動支援課長、石田係長、渡邊主査補
傍聴者	1名
議題	(1) 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について（資料1） (2) 令和5年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について（資料2） (3) 令和6年度市民参加実施状況総合的評価について（資料3-1、2、3） (4) 市民参加条例の見直しについて（資料4） (5) その他
資料	①資料0 第1回次第 ②資料1 令和7年度市民参加推進会議のスケジュール ③資料2 令和5年度市民参加実施状況に対する総合的評価（答申）への対応について ④資料3-1 令和7年度市民参加推進会議 評価シート ⑤資料3-2 令和7年度市民参加推進会議 評価シート（中間） ⑥資料3-3 評価チェック表 ⑦資料4 白井市市民参加条例の見直しについて

（会議内容）

●1 開会

●2 会長あいさつ

●3 議題

議題（1）市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について

事務局説明

○事務局

事務局から説明をさせていただきます。

まず資料1、令和7年度市民参加推進会議のスケジュールと書かれている資料を御覧ください。

まず、昨年度と変更になっている点についてですが、今年度は、先ほど会長がおっしゃっていたように諮問が二つございます。

一つは、例年実施している総合的評価になります。

もう一つは、条例の見直しについてですが、こちらは会議の中で一議題として協議してきましたが、今年度に市長から諮問があり、条例の見直しについても、答申として行うよう指示がありました。そのため、市民参加推進会議から、正式に答申をしていただくこととなります。

それでは、スケジュールの説明に入らせていただきます。

本日は、第1回目の会議になりますが、令和5年度の市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応についてと、第1回目のところの主な議題と審議内容に書いていると思います。昨年度、頂いた答申に対しての市の対応について、資料2で御説明いたします。

また、本年度は、5事業を評価していただくこととなります。

資料3-1を並行して御覧ください。

こちらの①から⑤なのですが、色つきの行に書かれている事業が、今年度に評価していただく事業となります。その後ろに評価シートが、ホチキス留めをしているものが5セットあります。こちらが評価シートになりますので、こちらに点数とコメントを記入していただいて、回答いただくということになります。詳細は、後ほど御説明いたします。

資料1に戻っていただいて、8月の第2回会議において3事業、9月の第3回会議で2事業をヒアリングし、評価していただく予定としております。

また、今年度から、令和6年度から継続している事業についても、中間評価というものを行うことになりましたので、令和7年度まで持ち越しになっているもの等も、評価を行うこととなりました。こちら以前は行っていたのですが、令和2年に新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、会議回数を減少させる目的で行っていなかったところです。しかし、このたび影響等もなくなったことから、再開する運びとなりました。

続きまして、資料3-2です。

⑥から⑩に書かれている事業が、中間評価をしていただく事業となっております。ホチキス留めしているものが、その資料3-2の後ろから、⑥から⑩まで10セットあると思います。こちらがその評価シートになります。

こちらは1枚目を見ていただくと分かると思うのですが、質問事項ですとか評価の点数を記入するところが斜線になっていると思います。こちらは今回、中間評価ということなので、最終的な評価は来年度に行うということになります。そのため、今回はコメントのみいただくという形になります。詳細は、後ほど御説明いたします。

資料1に戻らせていただきます。

第4回会議で総合的評価の確認を行う予定です。こちらは、資料3-1の①から⑤の5事業のみ行う予定です。昨年度同様、最終的な評価点数の最終確認等を行っていただく予定となっております。第5回の会議で答申案を掲示させていただき、第6回で市長に提出をいたします。第6回については、会長と副会長のみ、御出席いただきたいと思います。

総合的評価についての説明は以上となります。

続きまして、条例の見直しについてのスケジュールです。本年度に市長から条例の見直しについて、現代の社会情勢に合わせた内容となるよう、検討をさらに行っていただきたいこと、一議題ではなく、答申として会議から御提出いただきたいと思いますという指示がありましたので、昨年度までの検討結果を取り入れるのはもちろんですが、さらなる検証のため、次回の第2回会議から、再度検討をしていただきたいと思いますと考えております。

第2回会議では、事務局から他市の事例を参考として資料を作成いたしますので、その説明を事務局で行い、それについて確認を行っていただきたいと思います。

第3回目以降なのですが、これは一体どういうふうになっていくのかというところが未定で

はありますので、第2回で出た意見を基に検討を進めていきたいと考えております。詳細については、資料4で御説明をいたします。

スケジュールの説明は以上となります。

意見等無し

議題（2）令和5年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について

事務局説明

○事務局

資料2を御覧ください。こちらはA4の両面刷りのものになります。

令和5年度の市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応についてになりますが、昨年度、頂いた答申に対しての市の対応になります。

昨年度は、一つ目が、趣向を凝らし多様な市民が気軽に情報を得られる環境づくりと、2番の市民目線で考える市民参加の充実～創意工夫を凝らした市民参加の実践～の二つになっております。

まず、一番上の表を御覧ください。

一つ目の提言に対応する対応といたしまして、1、事前周知・結果公表の徹底と情報提供の工夫に対してですが、まず右側を見ていただくと、①法令を遵守した事前周知・結果公表の徹底に加え、複数の手段を用い、多くの市民が市政に参加する機会をつくり、市民の声を市政につなげます。②アンケート等実施時には、多くの回答を得られるよう工夫をするとともに、様式にQRコード等を付して、ウェブ上で回答できるように環境を整えます。

続きまして、2、SNS等を活用した市民の関心を高めるためのさらなる工夫に対してですが、①で、紙媒体での掲示やホームページへの掲載に加え、メール配信サービスや公式SNS、eモニター等のツールを活用し、積極的な情報発信に努めます。②ですが、市政への関心を高めるため、電子的ツールによる市民参加の事前周知を積極的に活用するように努めます。

続きまして2番、下の表のほうになりますが、市民目線で考える市民参加の充実～創意工夫を凝らした市民参加の実践～についてです。

下の表になりますが、こちらも提言が二つございます。

まず一つ目が、1、部局連携による職員研修の継続実施についてです。こちらは昨年度に引き続き、以下の研修を行った又は行う予定となっております。

（1）ですが、まず令和7年度市民参加に関する担当研修を昨年度に引き続き、令和7年5月12日に実施をいたしました。対象につきましては、令和7年度に基幹計画及び分野施策レベル個別計画のいずれかに該当する行政活動を行う課等の担当者、10課20名に対して行いました。内容につきましては、①市民参加条例について、②市民参加の方法と実施のポイントについて、③市民参加の総合的評価について、④市民参加推進会議からの提言について、⑤無作為抽出公募委員登録制度について、⑥市民協働ファシリテーター登録制度についてとなります。

続きまして、（2）になりますが、令和7年度新規採用職員研修を昨年度に引き続き、令和7年6月24日に実施をいたしました。対象は、令和7年度入庁の職員で、30名程度となりま

す。内容は、①市民参加について、②無作為抽出公募委員登録制度について、③協働について、④小学校区単位のまちづくり支援制度についてとなります。

(3)ですが、階層別研修を令和8年1月頃に実施を予定しております。こちらは、対象となる職員について、市民活動支援課が階層別で指名しております。具体的に申しますと、係長補佐級程度を考えています。人数は、30名程度を予定しております。講師の方についてなのですが、今は未定となっておりますけれども、昨年度は、●●委員に講話をいただきました。内容につきましては、①市の市民参加についてと、②市民参加と協働についてとなっております。

裏面を見ていただいて、最後、2ガイドラインの充実と創意工夫の働きかけについてになります。各課が行った市民参加の好事例等を適宜、市民参加に関する職員向けガイドラインに掲載いたします。併せて、条例に定められている「その他の方法」について、具体的な取組、例えば、活動を通じて市民の意見を聞く機会をつくるなどをガイドラインに位置づけた上で、職員に共有し、市民参加の質を高めたいと思います。昨年度は1事業だけでしたが、反映したいと考えております。

以上で議題2の説明を終わります。

意見等

○●●委員

ありがとうございました。

それではまず、議題2の説明が事務局のほうからございましたけれども、委員の方々、今の御説明ないし、その内容について、何か御質問、あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

こちらに職員の研修の継続実施というのが書いてあって、とても大事なことだと思うのですが、この1、2、3で、まず市民参加に関する担当者が1で、それから新人の方が2で、3が階層別とあるのですけれども、このような組み立てで研修をやろうと思った理由というか、何で新人さんなのかというシンプルな質問なのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局

まず一つ目の担当者研修なのですが、これは分かりやすいと思うのですが、実際に市民参加の評価をするに当たって、その計画を策定している担当者なので、一度こういった形で市民参加をしてくださいねということで、説明をするために担当者研修を開いているところです。

二つ目の新規採用職員に関しては、新規採用職員のうちから市民参加をする意識づけを行っていくことで、今後、自分たちが実際に計画を策定するような立場になったときに、そういうものがあったということを知っていただくという意味でやっております。

3番目の階層別研修につきましては、ちょうど係長補佐級になりますと、そういった事業の策定を行う機会がある立場になる職員になってきますので、その職員に向けて行っているところです。

○●●委員

ありがとうございます。

今度は、反対というか、受ける側からすると、最初に例えば新人は受けるから、一通り全員が受けるのではないかと思います。その後に、1の市民参加に関する担当者になれば受けるでしょうけれども、ならないと多分、受けないかなと。

それから、3の階層別については、今、係長補佐とおっしゃいましたよね。そうすると皆さん、どうでしょうか。係長補佐になるかどうかよく分からないですけれども。というふうに考えると、入職してから、その人がずっとキャリアを積むまでの間で、必ずこれとこれは受けるみたいなことがあるのかなのかという観点からすると、それはどうなのでしょう。

○事務局

階層別研修の職員が、具体的に申しますと、我々の役職になってしまうのですが、主任主事ですとか、主査補という役職のところを対象に行っています。主任主事までは、何か特別な事情がなければ勤続年数に応じて昇格するものなので、主任主事になったところで、例えば今年研修を受けた方は、来年は受けないということになるのですが、そのあたりの職員で、去年まで受けていない方を対象に、どんどん順繰りでやっていますので、全職員に行き渡るような形になると思います。

○●●委員

ありがとうございます。この手の話は、恐らく継続して、いろいろな場面でその意識を高めるといえることが大事だと思うので、ある程度、1回受けたら何年後に次の研修があるみたいなことが大事かなと思ったので、確認の意味でお聞きしました。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、お願いします。

○●●委員

御説明ありがとうございました。eモニターについてお伺いしたいのですが、この階層別研修のときに、ちょうどeモニターの御担当の方が参加されていて、eモニターを使って、例えばパブリックコメントなどにつなげられないかというお話をしたところ、できるかもしれないという話が終わった後の雑談で出てきたのですが、そういう話は進められているのでしょうか。

○事務局

今のところ正式に進めていないところではあるので、今後、担当の者と確認したいと思います。申し訳ございません。

○●●委員

お手数をいろいろおかけしてしまうと思いつつ、2のところ、ちょうど答申案にもなっているので、可能な範囲で進めていただけたらと思います。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

まず、1点教えていただきたいのですが、市民参加の担当者研修で、10課20名と4課9名があるのですが、対象になるのは、いくつの課があるのですか。

○事務局

今回に関しては、14課でしたが、今回の市民参加の対象となる課の数に対してやっていますので、その計画が市民参加条例の評価対象に該当する課と審議会の公募を行う課の数が毎年違うものですから、今回は、計画を策定する課が10課あり、審議会の公募を予定している課が4課ありましたという形になります。

○●●委員

先ほど●●委員が話されたことと通じるのですが、入所してから辞められるまでの間のスケジュールを、もう少し細かく、何年たったら、必ず研修を受けるというのが必要ではないかと思います。

というのは、皆さんは、部署を2年か3年で変わるわけですよね。そのときに、たまたまこれに合致すればいいですが、ひょっとしたら一度もこういうことを経験せずに（市民参加に対することを全然関係なしに）公務員人生を終わられる方もいると思います。やはり皆さん市民とともに頑張るのでしたら、皆さん、そういう素養はありながら、そのときに答申に関係なくても、必ずどこかで仕事で交わることがあると思うので、全ての人が満遍なく、なおかつ、その仕事に就く前にも、それに対する指導を受けるような、そういうスケジュールがあってもよいのではないかと私は感じました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。今も●●委員さんの御発言にもありましたが、資料2の1にある、部局連携による職員研修の継続実施。この継続ということが大事ですよね。

今、●●委員も●●委員もおっしゃった、公務員人生の中で、新人のとき、中堅のとき、そしてまた、御専門になったときに、それぞれに御理解になられるように。皆さん、身につけておられるのでしょうか。改めて、皆さん方がおっしゃった継続実施というのは、非常に大事なことだと思いますので、御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

そのほか、いかがですか。大丈夫ですか。

議題2は以上ということで。議題3に進ませていただきます。

議題3、令和6年度市民参加実施状況総合的評価についてというところで、事務局の御説明からお願いします。

議題（3）令和6年度市民参加実施状況総合的評価について

事務局説明

○事務局

事務局から説明をさせていただきます。

まず、資料3-1を御覧ください。皆様に先立って、大変申し訳ないのですが、お伝えさせていただきたいことがございまして。

下のほうに提出期限が書いてあると思うのですが、こちらの事業番号①から⑤の提出期限を8月22日金曜日までと記入しているのですが、今年、総合的評価を11月ぐらいには決定する必要があり、スケジュールがとてもタイトな状態になっていまして、毎月のようにこの会議を開催しなくてはいけない状況になっています。

8月の会議に、22日金曜日までですと間に合わないところがありますので、申し訳ないのですが、提出日を早めさせていただいて、8月13日の水曜日までを提出期限とさせていただきたいと思います。後で修正したものを皆様にお送りいたしますので、それを御確認いただければと思います。

したがって、①から⑤のほうなのですけれども、こちらの提出期限は、13日の水曜日までということではよろしいでしょうか。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○●●委員

●●委員。

○●●委員

これは五つですか。2回目の会議と3回目の会議で、3事業と2事業に分けているので、最初は3事業、次に2事業というわけにはいかないのでしょうか。

○事務局

可能でしたら、五つお願いしたいと。もし、どうしてもということであれば、三つでも結構なのですが。

それほど間を開けずにとというのが、これからお話ししますけれども、2回目の会議に、三つは最低、間に合わせたい。2回目の会議の日程よりも前の段階で、その部分を行いたいということなので、取り急ぎ13日には、三つは必ずお願いしたいと思っています。

残りの二つについては、その時点で、いつ頃ということでは話をしていただければ構いません。22日までに出していただければ、差し支えないと思っています。①、②、③は、少なくとも13日まで、可能であれば、五つ出していただけると助かります。2回、皆さんに資料を送っていただいたり、メールであれば、それほど問題ないと思いますが、郵送ですと、なかなか大変だと思いますので、取り急ぎ13日の時点では、三つは必ずお願いしたいと思っています。

○●●委員

●●委員、そういうことで御理解されますか。

○●●委員

取り決めにちゃんとしたほうがいいんじゃないですか。できる人は13日までじゃなくて、1から3は必ず13日まで、残りの4、5は8月22日までとするべきではないのかと思うのですが。

○●●委員

こちらの意欲としても決まっていたほうが取り組みやすいと思います。いかがですか。

○事務局 分かりました。締め切りということになっていきますので、①から③を13日まで、22日までに⑤までというような形で、もし可能でしたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○●●委員

よろしいですか、そういうことで。事務局がおっしゃったように、できれば送ってもよいということ。

○事務局

締切なので、早い分には。

○●●委員

一応決めてもらったほうが、取り組みやすいということで、●●委員がおっしゃったように、取り決めとしたほうがよろしいかもしれません。よろしくお願いします。

○事務局

資料3-1なのですが、先ほども申し上げましたとおり、こちらの①から⑤の色つきの行に書かれている5事業が、今年度に評価していただく事業になります。

評価の仕方については、昨年度と同様になります。

資料3-3という資料が、資料3-2のさらに後ろの評価シートよりも、さらに後ろにありまして、これも去年、皆さんに見ていただいているものではあるのですが、こちらを並行して見ていただければと思います。

こちらは、資料3-3に評価チェック表というものをつけております。こちらは、市民参加の手法ごとに、条例が求める基準と、市民参加推進会議が求める望ましい水準に分けて、各項目の内容を満たしているかを確認するための表となっています。両方とも10点を満点として、極端な話を言いますと、全ての項目が丸であれば10点、半分であれば5点のように、評価を行う上での参考としてください。場合によっては、三角になるケースですとか、1ページ目の審議会の②公募枠を設けていない場合、その理由は適当かなど、不要となる項目も場合によってはございますので、必ずしも全ての項目の丸の数に応じて点数を決めなければならないということではなくて、点数をつける際の参考としていただければと思います。

なお、チェック表の1ページ目を御覧ください。

こちら審議会のものになっているのですが、市民参加条例が求める水準の①、一番左上の項目のところの欄に、括弧書きで(審1-3)と書いてあると思います。こちらの括弧書きの中身が、市民参加の実施状況調査票と連動をしています。資料3-2よりも後ろにあると思いますが、全ての項目に、文章の最後に括弧書きで(審1-3)ですとか(審2-2)と書いてあります。

これを見ていただくと分かるのですが、こちら今回郵送いたしました資料の最後につけていた市民参加の実施状況調査票という、各課から実際に調査が上がってきた表になるのですが、一番前のものを見ていただけたら一番分かりやすいと思うのですが、白井市第3次教育大綱策定事業という資料が一番後ろのほうの調査票の一番前の資料に入っていると思います。この実施状況調査票の一番前ですね。資料4の後ろになります。こちらのページを2ページめくっていただくと、審議会についての調書が出てくると思います。

こちらは、先ほどの1-3というのが、これは公募人数が適正かどうかというものになるのですが、ここの表の1-3に委員構成というのが書いてあります。ここを見ると、公募委員の人数が何名で、市内の在住者が何名でした、学識経験者が何名でした、公募委員が何名

でしたと書いてあるという形になります。

基本的には、ここの括弧書きのところの中の数字のところと、この調査票の番号の数字が一致していると思いますので、ここを見ていただければ、その該当する内容が書いてあるということになっておりますので、評価する際の参考にお使ください。

続きまして、3-1の資料に戻らせていただきます。評価シート3-1の資料が、後ろに評価シートが1から5まで、ホチキス留めや両面刷りになっているものがあると思います。こちらは前年度も記入していただいたと思いますが、これが今回提出いただく評価シートになっております。これを先ほどの①から③までを8月13日水曜日まで、④、⑤を22日の金曜日までに御提出いただければと思います。

その最後に、評価シート記入方法という1枚の両面刷りの資料があると思います。こちらは多分、去年も見ているらっしゃると思うのですが、こちらが評価シートの記入方法となります。

まず、右上の総合評価と書いてあるところですが、ここは事務局のほうで記載いたしますので、記入は不要となっております。表の一番上の総合コメントにつきましては、総括的な事業に対する評価になりますので、全ての項目を記入してから最後に御記入をお願いいたします。次の段に、担当課ヒアリング質問事項と記載してありますが、こちらは調査票で読み取れなかったことについて、ヒアリング実施時に担当課に質問がある場合は、記載をお願いします。

次に、3段目の市民参加の方法の評価ですが、事業策定に対して行った市民参加の方法について、適切だったかを評価していただく項目となります。例えばですが、審議会を設置していたがアンケートは行わなかった、審議会は行っていないがパブリックコメントとアンケートは行った等を事業ごとに全部をやらなくてはいけないというわけではございませんが、内容に対して、適切な市民参加の手法を取っていたかどうかを点数で評価していただきます。

最後に裏面になりますが、市民参加の手続きの評価になります。これは先ほどの資料3-3を参考にさせていただいて、参加方法ごとにシートに点数を御記入いただき、下のコメント欄には条例基準、望ましい水準についてコメントを頂ければと思います。

提出をしていただきたいのは、その前のシートであった5枚のシートのホチキス留めになっているものですが、3-1の後ろにセットで入っている5セットの評価表のみになります。今までは評価チェック表もそれぞれ個別にいただいていたのですが、特にそれを提出していただかなくても点数の評価はできるので、今回から評価シートのみ提出していただければと思います。

したがいまして、提出していただくのは、3-1の後ろについている①から⑤までの事業の評価シートのみになりますので、こちらに点数やコメントを記入していただいて提出いただければと思います。

よろしければ、続きまして、資料3-2を見ていただきたいと思います。

こちら令和7年度以降に継続する事業で、⑥から⑩までの10事業が対象となっております。こちらホチキス留めしてある評価シートを10セット用意しております。こちらは、先ほど申し上げたとおり、点数は不要となります。ヒアリングも行いません。

評価シートについては、先ほどの5事業と同様のシートになっておりますが、次のページか

らと⑥から⑮まで、ホチキス留めしているものをつけているのですけれども、見ていただくと分かるのですが、1ページ目、担当課ヒアリング、質問事項のところに斜線が入っていると思います。あと、一番下の段の「市民参加の方法」の評価の10点満点と書いてあるところにも、斜線が引いてあると思います。

これは、見ていただくと分かるのですけれども、コメントのところだけを残しているという形になります。中間評価につきましては、コメントだけ評価をいただきたいと思っておりますので、コメント欄のみ記入をいただければと思います。

具体的に申しますと、パブコメを行う予定がありませんが、行うのが適切であるですか、市民参加の方法については適切と思われるので、実施期間等も条例で定められた期間とすることなど、より市民参加が充実するように、助言等のような御意見を頂ければと思っております。

記入方法につきましては、⑮番までめくっていただいた後ろに、先ほどの3-1の評価シートと同じように、記入方法を記載しております。基本的にはコメントのところだけを記載してくださいと書いてあるだけなので、御一読いただければ分かると思います。

以上で、資料3-2についての説明は終わりとなりますが、最後に、全事業の概要について説明させていただきたいと思っております。

その前に、もし質問等あれば、お願いします。

意見等

○●●委員

1件よろしいでしょうか。先ほどお話がございました評価チェック表を今回は提出しないということなのですね。以前ですと、評価チェック表は○、△、×という評価だったのですけれども、何かの参考になるためということ。

○事務局

実際に自分で評価するときには、そこに例えば○、△、×を記入していただいて、○が全部ついてるから10点だなということが分かると思うのですが、自分で点数をつけるときの基準として利用していただければと思います。提出自体は不要ですけれども、実際それをつけていただいたほうが、より目で見ても分かりやすく、今、自分がこの事業に対して、どういう点数をつけているのかというのが分かると思いますので、自分が点数をつけるときの参考資料として御使用いただければと思います。

ただ、提出は不要となりますという形です。

○●●委員

点数をつける5事業に関して、これを使うということでもよろしいですか。

○事務局

そのとおりです。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。よく分かりました。

皆さん、いかがですか。御質問、御意見とかございませんか。なければ今、御説明あったように進ませていただきます。

事業の概要について（補則）

事務局説明

○事務局

最後に全事業の概要について説明いたします。

資料番号を記載していないものとなりますが、令和6年度市民参加実施状況調査票という資料をご覧ください。

こちらは、実際に各課に回答いただいたものとなります。

こちらを使いながら、全事業について概要をご説明いたします。

まず①白井市第3次教育大綱策定事業です。

平成27年5月1日施行「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、白井市の教育、学術及び文化の振興に関する基本的な方針を定めています。

白井市第2次教育大綱が令和7年度をもって、その計画期間を終了することから、さらに社会環境の変化等を的確に捉えた次期の教育大綱を策定するものです。

実施した市民参加の手法は、審議会、パブリックコメント、意見交換会です。

次に②しろいこどもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）策定事業です。

しろいこどもプランは、こども基本法に基づき、市の子どもに関する取り組みを総合的に推進するための計画です。

本計画から20代や30代までの若者への支援も新たに対象として加えています。

現行計画が、令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までの5か年計画となる、しろいこどもプランを策定しました。

実施した市民参加の手法は、審議会、パブリックコメント、アンケート、ワークショップです。

次に③白井市地域防災計画修正事業です。

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護するため、白井市防災会議が策定する計画です。

実施した市民参加の手法は、審議会、パブリックコメントです。

次に④白井市犯罪被害者等支援条例制定事業です。

犯罪の被害に遭われた方やその家族が再び平穏な日常を営むことが出来るよう、市内全体で犯罪被害者等への支援に取り組み、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に制定されました。

実施した市民参加の手法は、パブリックコメントのみとなります。

次に⑤路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業です。

受動喫煙防止に関し、路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）を、市議会へ提案するにあたり、市民の意見を伺うものです。

受動喫煙防止の更なる推進のため「市民の望まない受動喫煙を未然に防止することを目的として条例を制定する予定です。

実施した市民参加の手法は、パブリックコメントのみとなります。

次に⑥白井市第6次総合計画策定事業です。

白井市の最上位に位置する計画であり、長期的なまちづくりの方向性を示し、市民と連携しながらまちづくりを推進するための指針となるものです。

各分野における個別計画は、総合計画に沿って策定されるものとなります。

実施した市民参加の手法は、審議会、パブリックコメント、アンケート、意見交換会、住民投票です。

次に⑦白井市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業です。

日本の急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

市でも、令和2年をピークに人口は減少に転じ、少子化・高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっています。

そこで、有識者や公募市民などで構成する「まち・ひと・しごと創生審議会」や庁内組織である「まち・ひと・しごと創生本部」での審議を踏まえ、市の人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組む事項を定めた「白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

今回は2度目の改正になります。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケート、意見交換会です。

パブリックコメントを実施予定です。

次に⑧（仮称）白井市第2次行政経営指針です。

人口減少時代の到来、少子化・高齢化の一層の進展、公共施設の老朽化など白井市を取り巻く社会経済環境の変化や行政課題に対応するため、白井市第6次総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本指針を策定するものです。

実施した市民参加の手法は、審議会です。

パブリックコメントを実施予定です。

次に⑨白井市都市マスタープラン改定事業です。

都市マスタープランは、白井市総合計画に加え、千葉県都市づくりビジョン、都市計画区域マスタープランに即して、将来のまちづくりの方針を明らかにするものであり、地域の実情と市民の意向を反映した「白井市の都市計画に関する基本的な方針」であり、白井市総合計画に示された将来都市構造の実現に向けた土地利用に係る計画としての位置付けをもちます。

今回、白井市総合計画の目指す将来像と整合性を図るように都市計画マスタープランを改定するものです。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケート、意見交換会です。

パブリックコメントと、白井市商工会等への意見聴取を実施予定です。

次に⑩（仮称）景観とみどりの基本計画策定事業です。

市の景観特性や課題、市民ニーズ等を踏まえた白井らしい魅力ある景観形成に取り組み、景観施策と緑化施策を効果的に推進するため、景観法に基づく景観計画と都市緑地法に基づく緑の基本計画を一体的に策定するものです。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケート、ワークショップ、キックオフシンポジウムです。

パブリックコメントを実施予定です。

次に⑪白井市地域公共交通計画策定事業です。

市では、鉄道、バス、タクシーなど市内における地域公共交通の望ましい姿を明らかにし、将来に渡り持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、地域公共交通の活性化を推進するためのマスタープランとして、平成30年3月に地域公共交通網形成計画を策定しました。令和4年度が5ヶ年の計画期間の最終年となりますが、平成31年度からの新型コロナウイルス感染症の影響で公共交通の利用者が減少しており、交通重要の分析や予測を行うことが厳しい状況であることから、本計画の計画期間について、上位計画となる白井市大5次総合計画後期基本計画の終期と合わせて、令和7年度まで延長することを主として、必要な改訂をしました。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケートです。

パブリックコメントを実施予定です。

次に⑫地域福祉計画策定事業です。市では、現在の第3次地域福祉計画が令和7年度に計画期間を終了することから、その成果や課題などを踏まえ、福祉に係る施策や社会情勢の変化などに対応した第3次地域福祉計画（令和8年度～令和17年度）の策定作業を進めています。

第3次地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な策定方針を以下のとおり定めました。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケートです。

パブリックコメント、ワークショップを実施予定です。

次に⑬白井市第2次産業振興ビジョン（仮称）策定事業です。

産業を取り巻く外部環境が大きく変化している現在、本市の特性や強み、現状と課題を改めて整理し、今後の産業政策の方向性を示すことで、事業者、産業関係団体、市民及び行政が互いに連携・協力し、本ビジョンに沿った政策や取組を進めることを目的とし策定しました。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケート、インタビュー調査です。

パブリックコメントを実施予定です。

次に⑭（仮称）白井市男女共同参画計画策定事業です。

「白井市男女平等推進行動計画」が令和7年度で終了することに伴い、次期計画を策定することを目的としています。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケート、ワークショップです。

パブリックコメントを実施予定です。

次に⑮（仮称）障害者計画策定事業です。

市では、平成28年度に「白井市障害者計画2016－2025」を策定し、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。令和7年度に当該計画が終了となることから、次期計画を策定するものです。

実施した市民参加の手法は、審議会、アンケートです。

パブリックコメント、ヒアリングシートの配布を実施予定です。

以上で、議題3の説明は終わりでございます。会長に進行をお返しいたします。

〇●●委員

ありがとうございました。それでは今、御説明いただいた部分なのですが、御質問等々ございましたら、お願いいたします。

今の件は、よろしいでしょうか。事務局。

〇事務局

これから皆さんに審査をお願いするのですが、それに当たって、今回お示したところでは、

冒頭でお伝えしたとおり、ものすごい数が多いのですよね。これが、なぜかといいますと、総合計画という市の上位計画になりますけれど、それが10年計画になっています。それが変わると、その方針に基づいて、その下に来る基幹計画と呼ばれるものが⑥番から⑮番までになりますが、それぞれの分野、例えば健康とか福祉の部分の分野の中心の計画になるのですが、その基幹計画も、総合計画に合わせて策定しているところですので、数が多くなっています。

もともと白井市では、計画期間の整合性は取れていなかったのですが、10年ぐらい前に、その辺を合わせたほうが良いということで合わせ始めたことで、いい点と悪い点がありまして。それによって、今回、計画を策定している各課が、市民の方の市民参加という観点を皆様に審査していただきますけれども、同じ時期にワークショップばかりやる形になってきていて、いろいろ課題も出始めてきています。現状、行政は、計画行政ですので、計画に位置付けていて、合わせてやるということになっているので、計画本数が増えています。

その結果、皆さんに審査をいただく件数が多くなってしまって申し訳ないのですが、そういう観点でやっていますので、そのあたりを踏まえて、皆様に審査していただければと思います。よろしくお願いいたします。

意見等

〇●●委員

ありがとうございました。

それでは、総合的評価についての御案内等々ございましたけれども、特によろしいですか。

●●委員、お願いします。

〇●●委員

今、御説明いただいたところで質問なのですが、例えば似ているものであったりとか、そういうところで一緒に市民参加のワークショップやったりとか、そういう事例とかはあったりするのでしょうか。

〇事務局

ありがとうございます。都市マスタープランと総合計画というのが、いずれも大きな計画になっていて。その辺の部分については、ある程度整合性を持って一緒にやっているというものは、あるというふうに聞いています。前回もそうでしたか、今回もそういう形でやっているという話は聞いています。

〇●●委員

ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、議題4に参りますので、よろしく申し上げます。

議題（４）市民参加条例の見直しについて

事務局説明

○事務局

議題の4、白井市市民参加条例の見直しについて御説明をさせていただきます。

資料4を御覧ください。

白井市市民参加条例の見直しについてになりますが、まず一つ目、現行の白井市市民参加条例について、繰り返しのようになってしまっているのですが、またお伝えさせていただきたいと思います。

まずは一番目として、条例の目的ですが、市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、豊かな地域社会の発展を図ることを目的といたしまして、白井市市民参加条例を平成16年6月29日に制定しました。

(2)に現状と課題とありますが、こちらの条例の改正については、条例の見直しに関する推進会議からの答申内容について検討が必要であることに加えまして、平成16年の条例の施行から、具体的な条例改正がされていないことを踏まえまして、現在の社会情勢に合わせた検討が必要となっております。

令和6年度に29年度に答申された内容について、市民参加推進会議にて協議を重ねてきましたが、このたび令和7年6月13日付で、先ほどおっしゃいましたように、市長から市民参加条例の検証、見直しについてを再度行うことについて諮問がありましたので、答申として提出していただくよう指示がございました。

2番、条例見直しの方向性等についてというもののなのですが、これまで協議してきた内容はもちろんなのですが、それに追加をいたしまして、推進会議から提出されている条例の見直しに関する答申内容に加えまして、現在の社会情勢に合わせた条例の改正とするために、他市の条例を参考にしながら、現状を整理して、現在の条例が真に必要な事項や内容となっているか、再度見直しを行いたいと思っております。

必要に応じて改正を行うということであれば、改正を行うこととなります。具体的に申し上げますと、オンラインでの審議会やワークショップ等の開催ですとか、オンラインでの傍聴を可能にするですとか、市施設の大規模改修の基準を金額だけで判断してしまうと、例えば、すごく大きい金額の設備を入れてしまったときに、本当に大した工事じゃないのに、この金額のものを入れただけで、すごい金額になってしまったり、まるで大規模に改修をしたようなものになってしまうというような判断がされてしまったり、その逆もあると思うのですが、そういったところを踏まえて、延べ床面積ですとか、そういったところも条件に入れたほうがいいのかというような御意見もございましたので、そういったところも含めて、見直しに考慮をする必要があると考えております。

また、条例の見直しに合わせまして、現在の評価方法等についても検討して、必要に応じて見直しを行っていかうと考えております。

参考資料として、実際に市長から指示があった諮問の用紙をつけております。こちらを見ていただくと分かるように、白井市市民参加条例の検証、見直しに関することを諮問しますという形になっております。

説明に関しては、以上となります。会長に進行をお返しいたします。

意見等

○●●委員

ありがとうございます。今、御説明いただきました。委員の方々いかがですか。ただいまの御説明について、御質問等々ございますか。

条例の見直しについては、今年度、毎回一つのテーマになっていますもんね。進捗状況ということなのでしょうけれども。

○事務局

まず、どうしていくかというところも、まだ完璧には定まっていないところではあるので、一度、次回の会議で我々のほうから、他市の条例との比較のようなものを出させていただきたいと思っております。それについて説明をさせていただいて、それを御確認いただいて、他市の事例で、例えばこの取組がいいんじゃないかとか、この取組は現状に合っているよねということとか、そういったものが出てくると思います。

それについて今後話し合っていたくという形になりますので、どれぐらいの機会になるかというところが、まだお答えできないところではあるのですが、もし御意見がいっぱい出てくれば、それに合わせて、改正内容をもっと煮詰めて検討させていただきたいと思っております。

ただ、まだそれが、どれぐらい出てくるのかですとか、あとは、やっているうちにまた新たに思いつくこともあると思いますので、それを踏まえて、今後検討していただければと思っております。

○●●委員

ありがとうございます。事務局、他にないですか。

○事務局

追加なのですが、皆さん御承知の部分もあるかもしれませんが、通常は、市の条例は、何か支障があれば、すぐ直すものです。この市民参加条例については、この市民参加推進会議という特別な審議会として持っていて、少し特殊な形になっています。

これがなぜ特殊かというところ、この市民参加条例というのは、市長提案ではありますが、この策定に関しては、約20年近く前に、100人会議というものをつくりまして、これに参加する市民で、こういう条例があったらいいねというのをみんなで議論して、みんなでつくった条例ということになります。

そういう条例ということもあって、普通、市の条例は、一般的に前文を設けないのですが、市民のほうから、そういうような形をつくりたいというような話があって、つくったも

のになっています。

他市町村と比較すると、例えば白井市のこの市民参加条例は、他の条例に比べて、かなり早くつくったところがございます。例えば対象範囲の部分で、上下水道を入れる、入れないという話がありますけれども、後からつくったものは、該当になる機会はまれだが、万一に備えて対象とする自治体もあり、そのあたりは昔から課題になっていて、何度か調査をしてほしいという話になったのですが、改正まで至らなかったというのが現状としてあります。

ただ、今回、昨年度の議論を踏まえて、改正したほうが良いという話になりましたので、本気で改正をするために、もっとちゃんと、きっちり対外的にも示せるような形でやっていきたいと思っています。

先ほど事務局からもお話しさせていただきましたが、当面については、今年度中に検討ができれば良いと思っています。いかにせん平成16年から20年以上、改正をしていない条例ですので、変えるのであれば、当時つくった方とか検討された方、市民の方たちにも納得できるような形で変えたいなど、市としては思っていますので、熟議をいただければと思っています。

以上です。

●●●委員

ありがとうございます。そういうことで、非常に意義のある一つの我々の使命だと思っておりますので、アンテナを張って、個人的な意味ではなくて、皆さんと一緒になってアンテナを張って取り組んでいければということでございます。

この後、議題としては、その他でよろしいですか。

議題(5) その他

次回会議日程調整